

広島県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市東城町菅字杖崎山一四の五、一四の九、一五から一七まで、二三、二四の一、二四の二、二五の一、二五の二、二六の一、二六の二、二七、二八の二、字天郷ケ丸三〇の一から三〇の三まで、三二の一、甲三二の二、三五の二、三五の三、三五の六から三五の一〇まで、三六の一から三六の三まで、三七の二、三八、三九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字杖崎山二八の二・字天郷ケ丸三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 村森林整備計画
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）